

事業別行政経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	01
事業名	都市計画推進事業		
総合計画の体系	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する
	基本政策	2	生活基盤
目的	土地利用の在り方や市街地開発など、都市計画に関する各種計画等の策定や調査等を行い、都市計画行政を推進する。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの策定・見直し ・都市計画審議会の運営 ・都市計画基礎調査の実施 ・都市計画基本図の作成、修正 ・生産緑地関係事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画関連協議会事務 ・国土利用計画法に基づく届出等事務 ・測量法に基づく公共基準点管理 ・工場立地法に基づく届出等事務 ・その他都市計画推進に関する事務 	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランについては、平成 22 年度に都市計画法第 18 条の 2 に基づき「都市計画に関する基本的な方針」として、20 年後（令和 12 年）の将来のまちづくりについて、目標や将来像を定めている。そして、未来の土地利用プロジェクトの検討結果を踏まえ、本町の交通利便性に優れた特性を活かして、より効果的な土地利用を実現するため、新たに工業ゾーンを追加する見直しを平成 28 年度、平成 30 年度にそれぞれ行った。令和元年度には、工業系の土地利用を推進する地域と周辺環境に配慮した土地利用を行う地域の見直しを実施した。 ・都市計画マスタープランで工業系の土地利用を行う工業ゾーンと位置付けている区域において、企業誘致を行う場合に開発要件を満たすことが困難で工場立地計画が進まない場合があることから、企業誘致を進める上での課題となっている。 ・現行の都市計画マスタープランは目標年次を概ね 20 年としているが、当初策定（平成 22 年度）から 10 年が経過しており、市街化区域の規模や道路、下水道等の整備状況についても策定当時から変化していることから、その後の整備状況等を踏まえた中間見直しを行う必要がある。 ・大口町役場庁舎南側の下小口七丁目地内の公園の整備計画に係る用地取得について、現在は公共事業としての位置付けがないことから、租税特別措置法に定める特別控除の特例の適用ができない状況になっている。 ・平成 5 年 11 月に指定した生産緑地については、令和 5 年に指定後 30 年を経過することから、令和元年度、特定生産緑地に指定しない旨の町の方針を生産緑地所有者に説明した中で、概ね制度に対する理解と税負担の公平性についての理解は得られたが、生産緑地所有者の世代交代や土地利用意向など、それぞれ状況や考え方が異なることから、引き続き丁寧に説明していく必要がある。 		

<p>令和2年度の 目標又は 改善策</p>	<ul style="list-style-type: none">・都市計画マスタープランを基に企業誘致を進める中で、開発要件を満たすことが困難な具体的な工場立地計画に対して、地区計画の都市計画決定及び都市計画法第34条第12号の区域申出手続きを行う。・都市計画マスタープランについては、市街化区域の規模や道路、下水道等の市街化整備の状況について検証し、中間見直しを行う。・大口町役場庁舎南側の下小口七丁目地内の公園の整備計画に係る用地取得については、都市計画事業の認可を受けて公共事業として位置付けるための都市計画決定を行い、租税特別措置法に定める特別控除の特例の適用を受けれるようにする。・令和5年までの間、生産緑地所有者の状況や考え方は日々変わっていく可能性があるため、生産緑地買取申出、行為制限解除等の相談や特定生産緑地指定に関する要望に対しては、生産緑地所有者一人ひとりの状況や相談等の内容に応じ、町の方針に理解が得られるよう丁寧な説明と対応をしていく。
--------------------------------	--

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン中間見直し手続き ・大口町役場庁舎南側の下小口七丁目地内の公園の整備計画に係る都市計画決定手続き

□3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 					
項目（単位）	H30 計画	H30 実績	R1 計画	R2 目標	R3 目標	R4 目標

□2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・
R4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・

■事業コスト

		単位	H30 年度決算額	R1 年度当初予算額	R2 年度計画額
事業費		千円	5,363	1,586	1,699
(内特定財源)		千円	66	73	77
人工	職員	人工	0.9	0.7	0.8
	臨時職員	人工	0.2	0.5	0.2
	計	人工	1.1	1.2	1.0

■令和2年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
土木関係証明手数料	24	8-3-1(03)都市計画推進事業
図面、用紙等売払収入	17	8-3-1(03)都市計画推進事業
土地取引規制等市町村事務費交付金	36	8-3-1(03)都市計画推進事業
合計	77	

■令和2年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容
都市計画基礎調査委託料	0	△1,275	愛知県都市計画基礎調査要綱に基づく都市計画基礎調査(H28年度からR2年度)。R2年度は調査項目がないため皆減。
都市計画マスタープラン改訂業務	1,408	1,408	都市計画マスタープランの中間見直し

■特記事項

- ・都市計画道路役場前線南側の下小口七丁目地内に整備する公園
令和2年度 都市計画決定、農振除外手続き

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・都市計画マスタープランを基に企業誘致を進める中で、開発要件を満たすことが困難な具体的な工場立地計画に対して、秋田一丁目地内において都市計画法第 34 条第 12 号の区域申出手続きを 1 件行った。
- ・都市計画マスタープランについては、当初策定（平成 22 年）から 10 年が経過することから、都市計画公園の整備を進めるとともに、周辺環境に配慮した土地利用を行う地域の見直しとして、「公園・緑地の方針及び地域別構想」の中間見直しを行った。
- ・大口町役場庁舎南側の下小口七丁目地内の公園（役場南ひろば）の整備計画に係る用地取得については、都市計画事業の認可を受けて公共事業として位置付けるための都市計画決定を行い、租税特別措置法に定める特別控除の特例の適用を受けるための税務署協議を行う中で、すべての土地所有者との契約締結を行った。
- ・生産緑地地区については、令和 5 年 11 月に当初指定後 30 年が経過することを踏まえ、令和元年 9 月 12 日開催の大口町都市計画審議会において特定生産緑地には指定しないとした町の方針を報告しているため、引き続き生産緑地所有者に対して特定生産緑地に係る意向調査を行うとともに、町の方針に理解が得られるよう特定生産緑地制度の説明だけでなく、税負担など今後生産緑地所有者に生ずる問題についての説明を行った。また、生産緑地所有者の状況や考え方に応じ、生産緑地買取申出、行為制限解除の相談に応じながら、尾張都市計画生産緑地地区の変更を行った。

■ 評価

- ・都市計画マスタープランを基に企業誘致を進める企業支援課と連携し、都市計画法第 34 条第 12 号の区域申出手続きを行うことで、町内企業 1 件の工場立地計画の実現に一步近づけることができた。
- ・都市計画マスタープランについては、中間見直しとしての「公園・緑地の方針及び地域別構想」の修正に関するパブリックコメントや都市計画審議会開催に係る諸手続きを行い、公園・緑地の現状を踏まえるとともに、新たに整備する都市計画公園をはじめとする 10 年後の公園・緑地の方針を定めた。
- ・大口町役場庁舎南側の下小口七丁目地内の公園（役場南ひろば）の整備について、維持管理課と連携した都市計画決定や都市計画事業認可手続き、更には租税特別措置法に定める特別控除の特例の適用を受けるための税務署協議を行い、すべての土地所有者との契約締結から所有権移転登記の完了まで、当初予定していた令和 3 年 3 月末日までに終えることができた。
- ・生産緑地地区については、町の方針として特定生産緑地には指定しないため、生産緑地所有者に対して丁寧に説明する中で、一部を除き概ね理解が得られた。また、令和元年度中に生産緑地所有者からの生産緑地買取申出、行為制限解除の相談を受けた案件について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け都市計画審議会の開催や知事との協議が困難な中、尾張都市計画生産緑地地区の変更に関する縦覧から都市計画決定告示までの都市計画法に規定される一連の手続きを行うことができた。

事業別経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	02
事業名	住環境整備事業		
総合計画の 体系	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する
	基本政策	2	生活基盤
目的	大規模な地震の発生による建築物の倒壊等の被害から住民の生命及び財産を保護するため、旧基準木造住宅の耐震改修の促進と減災化促進及び建築物の耐震化を行うことで、地震に対する安全性の向上を図り、災害に強い地域社会の形成を目的とする。 また、家屋の所有者に対し、空家が地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家の発生予防及び空家の適正管理についての啓発を図ることを目的とする。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・木造住宅耐震改修及び減災化促進業務・建築物（多数の者が利用する建築物、通行を確保すべき道路沿道の建築物など）耐震促進業務・危険ブロック塀撤去促進業務・空家対策業務		

現在における
経過又は課題

- ・木造住宅耐震化及び減災化促進業務について令和元年度は、平成 29 年度及び平成 30 年度に無料耐震診断を受けた後、耐震改修等を行っていない家屋の所有者に対して、耐震改修補助制度等を個別通知したが、耐震改修の申請は 2 件、耐震シェルター設置は 1 件と申し込みが伸びていない。今までに無料耐震診断を受けた家屋の所有者に対し、耐震改修に対する意向を確認し、詳しい制度説明を行う必要がある。また、今までに耐震無料診断を受けていない家屋の所有者に対する広報も必要である。
- ・危険ブロック塀撤去促進業務については、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震においてブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことを受けて、平成 30 年度にブロック塀の無料診断と撤去費補助金制度を創設した。地域の協力を得て把握した危険なブロック塀については、平成 30 年度に北地域内を巡回し、個別にチラシを配布した結果、無料診断の実績は町職員による緊急点検が 4 件、無料診断の実施件数は 179 件実施し、ブロック塀の撤去費補助は 12 件であった。令和元年度は、昨年度受けた無料診断の結果「危険である」と判定されたが撤去に至っていない所有者に対し、ブロック塀撤去費補助金の個別通知を送付したが、撤去費補助金を利用したブロック塀の撤去は 14 件と伸び悩んでいる。また、今年度の無料診断実績は、町職員による緊急点検が 1 件、無料診断の実施件数は 11 件にとどまっている。地域の危険なブロック塀を把握し、所有者に対する直接的な啓発が必要である。
- ・上記の木造住宅耐震化及び減災化促進業務及び危険ブロック塀撤去促進業務を定め国・県からの補助金を受けるために必要な現在の大口町耐震促進計画は、平成 27 年度に改訂され令和 2 年度までの 5 年計画である。令和 2 年度中に愛知県が県計画を策定するため、県計画の方向性に準じて町の次期計画を策定する必要がある。
- ・平成 30 年 8 月に策定した空家等対策計画に基づく空家対策業務については、平成 31 年 4 月から危険空家除却補助金及び空家活用支援補助金を施行している。また、計画時に把握した空家台帳に基づき、空家の所有者に対して、補助制度を個別通知にて啓発を行った。通知前に空家の現状調査を行ったが、補助金を利用せず除却され跡地活用されているものがある一方で、危険と思われる空家の所有者からの除却補助金申請は 1 件となっている。空家の除却後に固定資産税の住宅特例がなくなるために空家の処分を躊躇する傾向がある。また、把握している空家の状況は確認できるが、計画策定から 3 年が経過するため、町全体の空家状況を調査する必要がある。
- ・空き家バンク及び空家総合相談窓口については、平成 30 年度に協定締結した愛知県宅地建物取引業協会と協力し取組み、空家相談に関しては随時対応し、所有者への空家管理依頼を行いながら、空家の活用については協定先の利用を案内している。平成 31 年 4 月に開設した「大口町空き家バンク」への登録件数は開設後 1 件あり、既に空家の有効活用に結び付けることができたが、現在は 0 件となっている。空家に関する相談は、所有者、活用希望者又は地域住民からと様々であるが、空き家バンクへの登録や登録した空家の活用補助制度の周知・啓発だけでなく、シティプロモーション事業との更なる連携が必要である。また、有効活用が可能な空家は活用希望者と結び付け、問題のある空家の発生を抑制していくことが必要である。

<p>令和2年度の 目標又は 改善策</p>	<ul style="list-style-type: none">・木造住宅耐震化及び減災化促進業務については、令和2年度にアクションプログラムを作成し、平成18年度から今年度までに無料耐震診断を受けたが耐震改修等に至っていない家屋約360件の所有者に対して耐震改修等の補助制度を周知し、希望者には個別訪問を行い耐震改修等の詳しい制度説明を行う。・危険ブロック塀撤去促進業務については、無料診断補助制度が今年度中、撤去費補助金が令和3年度までの時限措置であるため、町内の危険なブロック塀を把握し、中地域・南地域における危険なブロック塀の所有者に対し、撤去補助制度を啓発する。・大口町耐震促進計画を策定するため、現計画の耐震化の進捗状況や上位計画等を踏まえ、次期耐震促進計画について必要な資料等の見直しを行い、計画を策定する。・現在把握している空家の他、新たな空家の調査を行い、空家対策補助制度の啓発を行う。・令和元年度、空き家バンクの登録物件の有効活用により、空家解消につながった実績を受け、空家の所有者に対する更なる空き家バンクへの登録紹介を推進し、シティプロモーション事業との連携により、活用可能な空家の有効活用と空家解消に結び付けていく。また、空家の現況確認と有効利用のための周知・啓発、総合相談窓口の充実及び補助制度の活用促進を継続しながら、空家解消（有効活用や除去等）や未然防止に向けて一層効果的な対策を検討していく。
--------------------------------	---

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	過去に無料耐震診断を受けた家屋の所有者に対し、耐震制度の案内を送付。返送があったものから、戸別訪問にて制度の勧奨を行う。
6～	広報掲載（耐震関連制度・ブロック塀関連制度・空家対策制度と空家の管理について） 空家等対策協議会の開催（年2回程度）
通年	イベントなどの機会を捉え耐震に関する助成制度の紹介・啓発 耐震に関する相談、工法等の案内

□3年間の目標

目標							
	項目（単位）	H30計画	H30実績	R1計画	R2目標	R3目標	R4目標

□2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R3年度	
R4年度	

■事業コスト

		単位	H30 年度決算額	R1 年度当初予算額	R2 年度計画額
事業費		千円	11,382	25,801	28,739
(内特定財源)		千円	6,461	18,002	19,585
人工	職員	人工	1.0	1.1	0.7
	臨時職員	人工	0.2	0.6	0.1
	計	人工	1.2	1.7	0.8

■令和2年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	1,932	8-3-7(03)住環境整備事業
住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	890	8-3-7(03)住環境整備事業
住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	8,600	8-3-7(03)住環境整備事業
愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	413	8-3-7(03)住環境整備事業
愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	4,300	8-3-7(03)住環境整備事業
空き家対策総合支援事業	2,300	8-3-7(03)住環境整備事業
愛知県空家等対策推進事業	1,150	8-3-7(03)住環境整備事業
合計	19,585	

■令和2年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容
耐震化促進計画策定委託料	3,800	3,800	耐震化促進計画の改定のため
耐震化普及啓発費	66	66	無料耐震診断後の耐震改修等啓発
ブロック塀無料診断	550	▲550	無料診断・・・50件
木造住宅耐震改修費	14,200	▲1,500	耐震改修予定件数・・・10戸 段階的耐震改修予定件数・・・2戸 耐震シェルター等予定件数・・・5戸
木造住宅除却費	2,000	1,200	耐震性のない木造住宅除却・・・5戸

■ 特記事項

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・木造住宅耐震化及び減災化促進業務については、令和2年度にアクションプログラムを作成し、平成18年度から今年度までに無料耐震診断を受けたが耐震改修や除却に至っていない家屋の所有者152名に対して耐震改修等補助制度の周知を行った。
- ・危険ブロック塀撤去促進業務については、無料診断補助制度が今年度中、撤去費補助金が令和3年度までの時限措置であるため、撤去補助制度の啓発記事を広報誌に掲載した。また、昨年度実施した中地域・南地域におけるパトロール及び啓発チラシのポスティングの結果としての反応は少なかったが、危険なブロック塀の所有者の相談に応じて、速やかに撤去いただくよう補助制度の説明を行った。
- ・平成23年度に策定し平成27年度に見直した現計画について、耐震化の進捗状況や上位計画を踏まえた次期耐震改修促進計画策定に向けた必要な資料の見直しを行い、令和12年度までの10年間における住宅・建築物の耐震化、減災化の目標を掲げた大口町耐震改修促進計画を策定した。
- ・現在把握している空家と新規に発生した空家と思われる住宅・建築物328件の現地調査を丹羽広域事務組合消防本部と合同で行い、町内全域の空家と思われる住宅・建築物159件（うち周囲に影響があると思われるもの23件）を把握し台帳整備を行うとともに、空家対策補助制度の啓発を行った。
- ・令和元年度に空き家バンクの登録物件1件が空家解消につながった実績を受け、空家相談のあった所有者に対し、空き家バンク登録の案内及び空き家マイスターの紹介を行った。また、シティプロモーション事業との連携により、活用可能な空家の有効活用と空家解消に結び付けるため、補助制度の活用促進のための啓発を行った。

■ 評価

- ・木造住宅耐震化及び減災化促進業務については、所有者に対して行った耐震改修等補助制度の周知により、耐震診断、改修及び除却の相談は延べ21件と多くの方に関心を持っていただいたが、制度を利用した実施件数としては、耐震診断が11件、耐震改修が2件、除却が2件と相談に対して伸び悩む結果になった。これは、耐震改修や除却費用が高額なため、所有者が実施を躊躇されているものと分析しているが、今後、比較的費用負担が安価な耐震シェルターや防災ベッドの設置、費用負担を分散できる段階的耐震改修の補助制度を更に周知啓発し、耐震化及び減災化の推進に努める必要がある。
- ・危険ブロック塀撤去促進業務については、撤去費補助制度の相談が延べ13件、最終年度である無料診断の実施が11件、撤去費補助制度を利用した撤去の実施が10件であった。しかしながら、過去無料診断を受けたブロック塀のうち、診断結果が芳しくなかったブロック塀の多くが、未だ撤去費補助制度を利用した撤去が行われていないため、制度最終年度の令和3年度を迎えるにあたり、より多くの所有者が制度を活用し、ブロック塀を撤去されるよう周知啓発する必要がある。
- ・現計画の耐震化の進捗状況や新たに国土強靱化計画を位置付けた上位計画を踏まえ、10年先を目標に掲げるとともに、実態に則した大口町耐震促進計画を策定することができた。

- ・空家と思われる住宅・建築物 328 件の現地調査（丹羽広域事務組合消防本部との合同調査）の結果、町内全域の空家と思われる住宅・建築物 159 件（うち周囲に影響があると思われるもの 23 件）を把握し、より実態に則した空家台帳を整備することができた。空家対策補助制度の啓発を行ったものの、空家活用改修の相談が 1 件、危険空家除却の相談が 4 件と少なく、今後、高齢化や相続により空家の増加が懸念されることから、空家の活用及び除却はもちろん、空家の適正管理についても周知啓発するとともに、新たな取組を検討する必要がある。
- ・令和元年度に引き続き空き家バンク登録の 1 件について、登録の際に空き家マイスターと連携したことにより即時空家解消につなげることができた。なお、空家活用改修及び危険空家除却制度を利用した実施がそれぞれ 1 件であった。また、シティプロモーション事業との連携により、活用可能な空家の有効活用と空家解消に結び付けるため、移住・定住支援策としての同居・近居支援及び在勤者定住支援補助制度を案内したことで、令和 3 年度以降に補助制度の利用を検討されることとなった。

事業別行政経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	03
事業名	開発・建築事務事業		
総合計画の体系	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する
	基本政策	2	生活基盤
目的	秩序ある町の発展を期するため、関係法令に定めるもののほか、住宅地等の開発について一定基準を定めた大口町宅地開発等に関する指導要綱などにに基づき良好な生活環境の整備を図るための事務手続き等を行う。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開発、建築に係る相談窓口、申請等の受付事務 ・大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく指導 ・建築確認申請の受付 ・開発、建築許可の受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設整備計画届出の受付 ・建築リサイクル法に基づく届出 	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・大口町宅地開発等に関する指導要綱については、近隣関係者に悪影響を及ぼさないよう関係機関、部署と連携し、良好な環境を保つ事業計画となるよう指導に努めているが、対象案件に係る事前の打合せ協議を各担当課と事業者が行う際に、その打合せ協議内容について、協議漏れや内容が不十分である場合や関係課間で内容に対する認識が相違する場合が散見される。こうした場合、円滑な事務の遂行を妨げる原因になるだけでなく、事業者によっては事前の打合せ協議から事業計画を立案しているため、事業計画の変更を生じさせる等の影響を及ぼす可能性がある。 ・宅地開発に当たっては、町民が安心安全に生活できるよう、これまで町を明るく照らす防犯灯の設置について協力要請を行っているが、強制力があるものではないため設置が困難な場合がある。 		
令和2年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・大口町宅地開発等に関する指導要綱に係る各担当課の事前の打合せ協議内容については、的確な指導となるよう各担当課と意見交換を行い、指導項目、内容について整理し必要がある場合には要綱を改正する。 ・防犯灯の設置については、事業者の理解、協力及び負担の範疇にあり指導や強制力のないものではあるが、事業者に対し趣旨を理解いただくよう丁寧な説明はもちろんのこと、指導要綱に則した説明の際、新規に作成するチラシ等の啓発媒体をもって協力要請する等、積極的な取り組みを行う。 		

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法、都市計画法、建設リサイクル法、愛知県人にやさしいまちづくり条例の相談窓口、申請等の受付事務、申請書類の県への進達事務 ・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議 毎月末閉め、翌月中旬に宅地開発審査会を開催

□3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 					
項目（単位）	H30 計画	H30 実績	R1 計画	R2 目標	R3 目標	R4 目標

□2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・
R4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・

■事業コスト

		単位	H30 年度決算額	R1 年度当初予算額	R2 年度計画額
事業費		千円	0	0	0
(内特定財源)		千円	0	0	0
人工	職員	人工	0.8	0.6	0.7
	臨時職員	人工	0.2	0.5	0.1
	計	人工	1.0	1.1	0.8

■令和2年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
合計		

■令和2年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■特記事項

--

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・大口町宅地開発等に関する指導要綱に係る各担当課の事前の打合せ協議内容については、令和元年度から令和2年度にかけて的確な指導となるよう各担当課と意見交換を行い、指導項目、内容について整理した。

【令和2年度の各種申請、届出の件数】

- ・大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議 16件（前年度26件）
 - ・建築許可申請 32件（前年度42件）
 - ・開発許可申請 14件（前年度16件）
 - ・建築リサイクル法に基づく届出 30件（前年度58件）
- ・防犯灯の設置については、事業者の理解、協力及び負担の範疇にあり指導や強制力のないものではあるが、事業者に対し趣旨を理解いただくよう丁寧に説明した。

■ 評価

- ・大口町宅地開発等に関する指導要綱に係る各担当課の事前の打合せ協議内容については、令和元年度から令和2年度にかけて行った各担当課との意見交換により、指導項目、内容について整理した結果、各担当課打合せ協議の持ち回りにおける画一的な事前協議が実施でき、事業者（申請者）の混乱を回避することができた。また、建築許可申請の受理及び愛知県知事宛て進達に関し、迅速且つ的確な事務処理を行うことができた。
- ・防犯灯の設置については、法によらない行政指導という位置付けではあるものの、周辺環境への影響を考慮し事業者に対して協力要請する中で、多くの事業者の協力を得ることができた。今後、防犯という視点からも町を明るくしていくため、引き続き積極的に事業者に対する協力要請に取り組んでいく必要がある。

事業別経営計画書【A】

■基礎情報

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	04
事業名	シティプロモーション事業		
総合計画の 体系	基本目標	6	持続可能な地域経営
	基本政策	3	情報発信・共有
目的	持続的な人口バランスを確保するため、20歳代後半から30歳代といった世帯形成期を中心とした住民の定住促進及び町外転出の抑制をはかること及び産業の持続的発展のための、新たな企業立地や優秀な人材確保を目的とする。		
事務内容	・大口町プロモーション戦略及びアクションプランに基づき住民主体の持続的な情報発信に向けた仕組みを協働で構築する。		

現在における
経過又は課題

- ・平成 28 年度に大口町プロモーション戦略・第 1 期アクションプランを策定するため、ふれあいまつりで大口町の魅力についての来場者インタビューの実施や、町民プロモーションワーキング会議、庁内プロモーションチームでの会議、プロモーション講座を実施し、企業従事者アンケートを実施した。
- ・平成 29 年度は、住民、NPO 法人まちなえと大口、行政の 3 者の協働により、4 月にキックオフイベントを開催し、月 2 回程度ワーキング会議を行う中で出された意見をもとに、アピタ（現 MEGA ドン・キホーテ UNY）大口店 2 階でオープン会議を開催し、大口町の魅力を発信するイベントを行った。また、就職フェア、勤労青少年ボウリング大会、ふれあいまつり、成人式などの機会をとらえ、大口町の魅力 PR、アンケート調査を実施した。
- ・平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、大口町をプロモーションするためのキャッチフレーズの募集及び選考や中学校の協力を得てロゴの募集を行い、プロモーションメンバーで選考を実施した。
- ・平成 30 年度は、プロモーション活動に携わる住民メンバー自らで団体名を「おおぐち宣伝部」と名付けてグループを形成した。住民有志のプロモーションに対する思いを大事にしながら、町内企業の協力を得て、金助まつりと大和屋を結ぶスタンプラリーやマドラス大口工場の見学、ふれあいまつりへの出展、大和屋と共催した守口大根の抜き取り体験と工場見学といったように、町内にある企業の魅力や情報発信のための企画を行い実施した。
- ・令和元年度は、第 1 期アクションプランの 3 年目となり、町内の企業の協力を得ながら「まちの魅力を発見する」町内の魅力発見ツアーの企画及び実施を行い、事業を継続しているが、町内の魅力ある企業でも見学可能な事業所が限られること、一方で町内に多数存在する企業を 1 社ずつ見学して紹介するには、プロモーション事業としての広がり課題である。
- ・一方で、「まちの魅力を発信する」方法として、SNS などのデジタルツール以外に、まちの魅力が人づてに漏れ出るように伝わるという視点で、学童期への子どもを対象に大口町の魅力を発信する事業を企画した。大口西小学校 3 年生の総合の授業とタイアップし、「五条川の桜」「大口町のコミュニティバス」「大口町の農業と産業」「大口町の自然」の 4 つをテーマに企業や住民団体へ講師を依頼し、子どもたち向けのプロモーションを展開した。プロモーション事業としては初の試みであり、子どもたちへの効果を検証し他校への展開を検討する。
- ・若い世代へのプロモーションを行う前段階として、当事者世代からの発案を目的とした「おおぐちトーク」は中学生から大学生までを対象にし、学生が集まりやすい夏休み時期を狙って開催した。若い世代向けのプロモーション方法として出された意見は、いままでのアンケート調査等にはない学生の視点での意見を聞くことができた。今後は、意見交換した内容の展開方法が課題である。
- ・令和元年度の平成 31 年 4 月より、戦略 3「まちとつながって暮らす」戦略 6「受け入れる環境を整える」として、同居支援補助金及び近居支援補助金と在勤者定住支援補助金を創設し、子育て世代をはじめとした若い世代の移住定住を促している。初年度 9 件（11 月現在）の申請があったが、引き続き啓発が必要である。また、第 2 期アクションプランに基づき、戦略 3「企業とまち・人をつなぐ」、戦略 4「企業とまち・ひとをつなぐ」取り組みが必要である。

令和2年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・第1期アクションプランの戦略1及び戦略2の「まちの魅力を発見する・発信する」は、見学できる企業を模索しながら第2期アクションプランに基づき、町内企業で働く人の紹介など継続できる形にして展開する。・学校を通じた小学校等へのプロモーション事業については、前年度の取り組みを検証し、学校教育課及び学校と連携し、他校への展開や他学年への展開方法を検討する。・若い世代へのプロモーション事業については、参加した学生をもとにプロモーションを担う人材を発掘し、意見交換した内容の実現に向けて、関係部署と展開方法を検討する。・第1期アクションプラン戦略3「まちの魅力を磨く、まちとつながって暮らす」、戦略4「企業とまち・ひとをつなぐ」の取り組みについては、おおぐち宣伝部やNPO法人まちねっと大口と協働で、桜を楽しむプロジェクトや町とつながるイベントなどの開催支援など、話し合いながら行う。
---------------	---

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	まちの魅力発信協働委託 ・「おおぐち宣伝部」との定例会議（月1回程度）で、第2期アクションプランの進め方を話し合いながら、年間活動計画を立てて開催する。 金助桜まつりなど
6～	魅力発見ツアーの企画と実施（2回程度）
11	ふれあいまつりにてPR
12	
1	成人式にてPR
2	
3	

□3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・住民がまちを知り尽くし、まちを使って楽しんでいる。 ・住民が企業の魅力を語るができる。 					
項目（単位）	H30 計画	H30 実績	R1 計画	R2 目標	R3 目標	R4 目標
同居支援補助金及び近居補助金の利用者	-	-	2	6	6	6
在勤者定住支援補助金の利用者	-	-	1	6	6	6

□2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R3 年度	第2期の2年目 ・企業とまち・人をつなぐプロジェクト ・アクションプランの進捗管理
R4 年度	第2期の3年目 ・公共施設や空間をつかった街を楽しむ機会を増やすイベントの開催 ・第3期アクションプランの作成

■事業コスト

		単位	H30 年度決算額	R1 年度当初予算額	R2 年度計画額
事業費		千円	2,183	3,497	6,920
(内特定財源)		千円	0	1,627	1,743
人工	職員	人工	1.0	0.9	1.0
	臨時職員	人工	0.2	0.2	0.1
	計	人工	1.2	1.1	1.1

■令和2年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
ふるさとづくり基金繰入金	1,743	8-3-6(03)シティプロモーション事業
合計	1,743	

■令和2年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容
移住・定住促進費	4,800	3,600	同居・近居支援補助金・・・6件 在勤者定住支援補助金・・・6件

■特記事項

--

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・第1期アクションプランの戦略1及び戦略2の「まちの魅力を発見する・発信する」の取組では、コロナ禍において企業見学は実施することが困難なため、新たな事業として社長リレーを企画し、令和2年度には4企業の社長にインタビューを実施し広報誌に掲載した。
- ・学校を通じた小学校へのプロモーション事業については、大口西小学校3年生、5年生を対象にした前年度の取り組みを検証し、引き続き学校教育課及び学校と連携する中で、大口西小学校で事業展開の協力をお願いするとともに、大口北小学校においても実施協力のお願いをし、学校に対し事業目的を説明し、各講師にも事前説明をお願いした。
- ・若い世代へのプロモーション事業については、コロナ禍における事業展開は非常に困難であったが、大口町の魅力を発見し発信するため、昨年度の「大口町の五条川と桜フォトコンテスト」に引き続き「#大口町大好き」絵はがきコンテストを実施、また、Y・Yまつりでのプロモーション事業のPR展示を行った。
- ・第1期アクションプラン戦略3「まちの魅力を磨く、まちとつながって暮らす」、戦略4「企業とまち・ひとをつなぐ」の取り組みについては、コロナ禍において、おおぐち宣伝部やNPO法人まちねっと大口と協働で行う桜を楽しむプロジェクトや町とつながるイベントなどの開催は実施することができなかった。しかしながら、企業の協力のもと、トラックや社用車の車体に町が作成したPRステッカーを掲示し、町内外を走行する中で大口町をPRしていただく事業を実施したり、昨年度に引き続き移住・定住支援策としての在勤者定住支援補助金の活用推進のため、広報やHPを利用した啓発活動を実施した。

■ 評価

- ・第1期アクションプランの戦略1及び戦略2の「まちの魅力を発見する・発信する」の取組では、コロナ禍においても実施可能な企画を模索する中で、新たに社長リレーを4企業の社長の協力のもと実施し、町内企業の魅力を発信することができた。
- ・学校を通じた小学校へのプロモーション事業については、昨年度の大口西小学校に加え、大口北小学校3年生、5年生でも実施することができ、町立小学校3校のうち2校への事業展開が実現した。しかしながら、現在大口南小学校においては実施できていないため、今後事業展開できるよう早い段階からPRし、町立全小学校のすべての児童に大口町の魅力を伝え、将来その児童が町内外の様々な場面で、大口町で生まれ育ったことを誇りに思い、広く大口町の魅力発信していただくよう努力する必要がある。
- ・若い世代へのプロモーション事業については、大口町の魅力を発見し発信するため、「#大口町大好き」絵はがきコンテストを実施したり、Y・Yまつりでのプロモーション事業のPR展示を行ったが、今後、コロナ禍をはじめとする緊急事態においても実施可能な事業を検討し、事業の縮小は否めないが途切れることのない事業展開を実施することで、若い世代が大口町の魅力を感じ、住み続けたいと思えるように取り組む必要がある。
- ・第1期アクションプラン戦略3「まちの魅力を磨く、まちとつながって暮らす」、戦略4「企業とまち・ひとをつなぐ」の取り組みについては、おおぐち宣伝部やNPO法人まちねっと大口とともに途切れることのない事業展開を模索し、第1期アクションプランを継続しながら第2期アクションプランによるプロモーション活動を展開していく必要がある。令和2年度においては、コロナ禍においても、町内企業の協力のもとトラックに掲示したステッカーによるPR活動をスタートすることができたことや移住・定住支援策としての在勤者定住支援補助金の活用が昨年度の7件（空家活用含む。）に対し倍の14件であったことは、広報誌掲載はもちろん、これまで企業連携する中での啓発活動の成果である。

事業別経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	05
事業名	環境共生事業		
総合計画の体系	基本目標	5	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する
	基本政策	1	環境保全
目的	多くの人が訪れる桜が咲く時期の五条川において、快く桜並木を鑑賞できる環境を整えることを目的とする。		
事務内容	・ 桜まつり関係業務		
現在における経過又は課題	・ 桜が咲く時期の五条川は花見客でにぎわうため、飲食物等のごみが多く発生する。 ・ 桜の開花時期が年によって異なるため、ライトアップの期間の調整が難しい。		
令和2年度の目標又は改善策	・ 桜並木を気持ちよく鑑賞していただけるように、ゴミ箱設置や定期的な清掃により清潔な環境を保つ。 ・ 桜の蕾の状況や気象情報を逐次確認し、桜鑑賞に最適な時期にライトアップを行う。		

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4	桜まつりの開催
3	桜まつり開催に向けた準備（ライトアップ委託、清掃等委託）

□3年間の目標

目標	・ ・					
項目（単位）	H30 計画	H30 実績	R1 計画	R2 目標	R3 目標	R4 目標

□2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R3 年度	・ ・
R4 年度	・ ・

■事業コスト

		単位	H30 年度決算額	R1 年度当初予算額	R2 年度計画額
事業費		千円	8,260	9,259	6,107
(内特定財源)		千円	0	0	0
人工	職員	人工	0.3	0.5	0.2
	臨時職員	人工	0.1	0.1	0.1
	計	人工	0.4	0.6	0.3

■令和2年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
合計		

■令和2年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■特記事項

--

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ コロナ禍において、例年開催していたさくらまつりは中止となり、ぼんぼりの点灯やライトアップも自粛することになった。しかしながら、桜並木を散歩される町民や少人数の家族や友人で花見をされる方も多いため、マスク着用やソーシャルディスタンスの徹底をはじめとする新型コロナウイルス感染対策を行う中で、気持ちよく鑑賞していただけるよう啓発看板を設置した。
- ・ 桜の蕾の状況や気象情報を逐次確認し、コロナ禍において間近で桜並木を楽しめない方のために、町ホームページに桜の開花状況を掲載した。

■ 評価

- ・ 大口町の魅力でありまちの誇りである五条川の桜並木を町内外の方に楽しんでもらうため、コロナ禍においても実施可能となる新たなさくらまつりの開催方法を模索する必要がある。令和2年度は、マスク着用やソーシャルディスタンスの徹底をはじめとする新型コロナウイルス感染対策の啓発看板を設置したにもかかわらず、僅かではあるが大人数での飲酒を伴う宴会が行われたため、五条川自然歩道や総合運動場の所管課との連携はもちろん、五条川周辺に立地するコミュニティワークセンター、施設管理を担うウィル大口スポーツクラブとも連携しながら、多くの方が安心して桜並木を楽しめるような仕組みを検討する必要がある。
- ・ 桜の蕾の状況や気象情報を逐次確認し、町ホームページに桜の開花状況を掲載した結果、多くの方から問い合わせをいただいたり、テレビ局からも問い合わせをいただき報道されたことで、大口町の五条川桜並木を多くの方々に見ていただけることになった。

事業別経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	06
事業名	農業委員会事業		
総合計画の体系	基本目標	5	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する
	基本政策	2	産業・経済
目的	地域環境の質的な向上につながる農地の保全を目指すため、農地転用の適正審査、耕作放棄地化の未然防止など、健全な委員会運営に努める。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会総会運営 ・ 農地法関係許可申請 ・ 農業者年金関係 ・ 納税猶予関係事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地情報公開システムの構築 ・ 農地台帳の整備（配布、回収） ・ 遊休農地、違反転用パトロール ・ 農地の利用状況及び利用意向調査 	
現在における経過又は課題	<p>① 農業者の高齢化及び後継者不足により、年々遊休農地と成り得る農地が増加している。特に、畑地においてその傾向がみられるため、圃場だけでなく、畑地を含めた農地全般について、担い手と農地所有者とのマッチングを図る等して、農地の適正な管理と保全が徹底されるよう促進する必要がある。</p> <p>② 国が進める農地情報公開システムについて、愛知県内では稼働が遅れている状況下にある。本町は、システムへのデータ移行は済んでいるものの稼働しておらず、国や県の動向を見ながら情報収集し、システム稼働に向けて取り組む必要がある。</p> <p>③ 農地法に基づく農地台帳の整備に加え、他法令等に基づく権利等の設定、遊休農地の把握や意向調査結果の整理等、適法且つ適正な事務処理を行うため、農地台帳システムによる一元管理が必要である。</p>		
令和2年度の目標又は改善策	<p>① 遊休農地解消のため、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを強化し、その後の指導の徹底を図る。また、指導にあたっては、所有者の意向調査を実施し、農地の集約化に向けた情報提供と折衝を行うことで、農地の適正な管理と保全につなげる。</p> <p>② 農地情報公開システムへの稼働には、データの更新、遊休農地データの追加等手続きが必要である。近隣市町の農業委員会と調整を図り、愛知県農業会議等に相談しながらシステム稼働に向けて検討していく。</p> <p>③ 町内農地に関する様々な情報を一元管理できるよう、農地台帳システムの見直しと検証を行う。</p>		

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
毎月	大口町農業委員会総会の開催
4	委員会活動計画の策定（HPによる公表）（～5月） 農業委員会委員等改選事務（推薦・募集結果の取りまとめ及び公表）
5	農地の利用状況及び利用意向調査（アンケート）
6	農業者年金現況届の回収（年金受給者の現況チェック） 農業委員会委員等改選事務（議会同意・任命手続き）
7	納税猶予（税務署からの通知者）現地確認（事務局） 農業委員会委員等改選事務（任命辞令・委嘱事務）
8	農地パトロールの実施（委員、推進委員及び事務局）（～9月）
11	農地台帳の郵送、回収及び整備
12	農地パトロール結果に係る農地適正化状況等の取りまとめ（～1月）
3	委員会活動点検・評価（HP等による公表）
随時	農地法関係許可申請等に関する現地確認（委員、推進委員及び事務局） 農地法関係許可申請等に関する事務 農地相談（権利移転・転用・相続・その他）事務 遊休農地に関する苦情対応・処理事務 農業委員会会議録閲覧事務

□3年間の目標

目標	目標内容						
	項目（単位）	H30計画	H30実績	R1計画	R2目標	R3目標	R4目標
・							
・							

□2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R3年度	・ ・
R4年度	・ ・

■事業コスト

		単位	H30 年度決算額	H31 年度当初予算額	R2 年度計画額
事業費		千円	4,007 (4,007,467)	4,262	4,653
(内特定財源)		千円	144	1,265	1,251
人工	職員	人工	1.1	1.1	1.4
	臨時職員	人工	0.4	0.4	0.1
	計	人工	1.5	1.5	1.5

■令和2年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
農業関係証明等手数料	10	6-1-1(03)農業委員会事業
農業委員会補助金	50	6-1-1(03)農業委員会事業
農業委員会交付金	1,097	6-1-1(03)農業委員会事業
農業者年金業務委託手数料	87	6-1-1(03)農業委員会事業
図面、用紙等売払収入	7	6-1-1(03)農業委員会事業
合計	1,251	

■令和2年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■特記事項

--

■目標又は改善策に対する取組内容

- ① 遊休農地解消のため、11月から1月に掛けて農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施した。その後2月に、農地の集約化に向けて指導や利用意向調査を実施した。
- ② 農地情報公開システムについては、データの更新、遊休農地データの追加手続きが必要であり、町独自の農地台帳システムとの連携ができるようシステム開発事業者に対し改善要望をした。
- ③ 町内農地に関する様々な情報を一元管理するため、より使い勝手が良くなるよう町独自の農地台帳システム開発事業者に対する聞き取りを行った。

■評価

- ① 遊休農地解消のための農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールの実施と農地所有者に対する指導や利用意向調査の実施の結果、一部ではあるが農地の適正な管理と保全につながるだけでなく、担い手への情報提供と折衝により農地の集約化に結び付いた。
- ② 農地情報公開システムについては、町独自の農地台帳システムとの連携のためにシステム開発事業者に対し改善要望をしたが、現農地台帳システムでは連携することが困難であると判明したため、他のシステム開発事業者に情報収集する中で、農業情報公開システムと農地台帳システムが連携あるいは一本化できるような仕組みやシステムを検討する必要がある。
- ③ 町内農地に関する様々な情報を一元管理するため、町独自の農地台帳システム開発事業者に対する聞き取りを行う中で、単独農地台帳システムと農業情報公開システムの連携や一本化のより利便性の良いシステム化についての情報を取得することができた。しかしながら、当該システムの構築には高額な費用を要するため、今後、更新時にはイニシャルコストだけでなくランニングコストを含む費用対効果を見据えながら慎重に検討する必要がある。

事業別経営計画書【A】

■基礎情報

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	07
事業名	農業振興事業		
総合計画の体系	基本目標	5	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する
	基本政策	2	産業・経済
目的	<p>第7次大口町総合計画に掲げる戦略の一つである「活力ある産業づくり」を進める中で、志を持って「農工商」すべての事業に取り組み、殊に生命を守り育てるために一番必要な「農」を守り発展させるため、現代において農業が抱える高齢化や後継者不足等の諸問題を解決していく。</p> <p>農作物の品質向上に対する補助や経営所得安定対策を実施することにより、農業者の経済的安定を目指し生活を守る。</p> <p>農業振興地域整備計画に基づき、優良な農地を確保・保全するとともに、合理的かつ生産性の高い農業を展開するため、都市的土地需要との調整を図りながら計画的な土地利用を推進する。</p>		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな農業のあり方を研究し、大口町の「農」を具現化する業務 ・農地中間管理事業に関する業務 ・農業の担い手に対する支援 ・有害鳥獣の捕獲駆除 ・生産調整に対する補助に関する業務 ・遊休農地パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給等 ・猟友会(資格取得者)に委託 ・農振除外申出審査 ・農地の利用状況及び利用意向調査(人・農地プラン) 	
現在における経過又は課題	<p>① 個々の農業者の高齢化や後継者不足が加速していく中で、同様に、認定農業者も近い将来に迎える高齢化等の問題を秘めている。また、各種補助事業が廃止になった際、自立した営農活動が行えるかどうか等、様々な不安を抱える中で、将来を見据えた認定農業者のあり方、豊かな農地を維持管理し、遊休農地の拡大を抑制するための仕組みづくりを構築する必要がある。</p> <p>② 都市計画マスタープランの土地利用計画に基づき農業振興地域整備計画を精査し、工業ゾーンについては適正な手続きによる農用地利用計画の変更を行う一方、農業ゾーンについては優良農地に対する乱開発を抑止することで生産性の高い農用地を保全する必要がある。</p> <p>③ 水稲作付け担い手農家が安定した営農活動が行えるようサポートしていく中、農地を効率よく利用し生産性の向上を図る必要がある。</p> <p>④ 水稲・麦以外の作物についても、農業者が安定した営農活動が行えるようサポートしていく必要がある。</p>		

令和2年度の 目標又は改善 策	<p>① 補助事業は未来永劫継続するものではない。そこで、町内優良農地の保全、遊休農地の農地復元や発生抑制に向けて、農業者はもちろん、近い将来起こり得る認定農業者の高齢化や後継者不足の問題を未然に解消するため、認定農業者のあり方や持続可能な農業を推進するための仕組みづくりを研究し構築する。</p> <p>② 都市計画マスタープランの土地利用計画に基づく農業振興地域整備計画の精査と、工業ゾーンと農業ゾーンを的確に判断し、優良農地に対する乱開発を抑止することで生産性の高い農用地を保全する。</p> <p>③ 担い手が、町内農地を有効利用できるよう、担い手の経営能力に合わせた農地配分を検討する等して支援する。また、各農家との話し合いの場を設けて意見交換、直面している問題等を聞き解消していく。更には、担い手の農業基盤の効率化を図るため、農地中間管理事業による交付金制度と利用権設定を活用し、更なる経営農地集約化を進める。</p> <p>④ 水稲・麦以外の農業者の安定経営に関し、県の普及課及び農協と連絡を密にしサポートしていく。</p>
-----------------------	---

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
毎月	利用権設定事業事務
4	持続可能な農業の仕組みの研究・検討（～2月） 転作確認（景観作物） 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
5	転作確認（水田確認）
7	農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎） 農地の利用状況及び利用意向調査（人・農地プランアンケート）
10	農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
1	農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
3	持続可能な農業の仕組みの確立 農業振興対策事業補助金（交付事務等）
随時	有害鳥獣事務（ワナ仕掛け、捕獲） 農地中間管理事業（貸出農地と受け手のマッチング作業及び農地中間管理機構との協定に基づく事務手続き） 多面的機能支払活動支援事業（農地とその周辺環境の保全を目的に活動する団体への交付金支払事務を含めた支援） 遊休農地パトロール

□3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な農業の仕組みの確立 ・ 					
項目（単位）	H30計画	H30実績	R1計画	R2目標	R3目標	R4目標

□2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な農業の仕組みの運用開始 ・
R4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な農業の仕組みの定着 ・

■事業コスト

		単位	H30 年度決算額	H31 年度当初予算額	R2 年度計画額
事業費		千円	11,611 (11,610,655)	12,085	12,160
(内特定財源)		千円	3,521	3,090	2,701
人工	職員	人工	1.2	1.2	1.4
	臨時職員	人工	0.4	0.4	0.2
	計	人工	1.6	1.6	1.6

■令和2年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金	1,015	6-1-3(03) 農業振興事業
機構集積協力金	950	6-1-3(03) 農業振興事業
多面的機能支払交付金	720	6-1-3(03) 農業振興事業
農業経営基盤強化資金利子補給金	1	6-1-3(03) 農業振興事業
農地中間管理事業受託収入	15	6-1-3(03) 農業振興事業
合計	2,701	

■令和2年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■特記事項

持続可能な農業の仕組みを研究し確立するため、組織の立ち上げ等研究の成果に応じ必要な予算措置が生じる可能性がある。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ① 町内優良農地の保全、遊休農地の農地復元や発生抑制に向けて、農業者はもちろん、近い将来起こり得る認定農業者の高齢化や後継者不足の問題を未然に解消するため、県の農業改良普及課と連携し新規就農者に対する相談と経営計画策定の支援を実施するとともに、認定農業者の経営改善に向けた支援を実施した。また、持続可能な農業を推進するための仕組みづくりとして、新農業法人設立に向けた検討を始め、先進事例として活動する農業法人創設者に相談する中で、新農業法人の設立骨子（案）を作成した。
- ② 都市計画マスタープランの土地利用計画に基づき、開発事業者による開発計画区域と農業振興地域整備計画の農用地区域を精査し工業ゾーンと農業ゾーンを的確に判断する中で、生産性の高い農用地を保全し、優良農地での乱開発を未然に防止するため、開発事業者に対して法規制を丁寧に説明した。
- ③ 農地の受け手となる担い手が町内農地を有効利用できるよう、既存計画によるエリア分けを微調整する中で担い手の経営能力に合わせた農地配分を行うとともに、農地の出し手となる農地所有者の農地の利用意向調査を実施し、農地利用集積計画に基づく集約化により担い手、農地所有者ともに支援を行った。なお、各農家との話合いの場を設けて意見交換、直面している問題を聞き取りについては、コロナ禍において実施することはできなかったが、個別相談に応じる中で、農地や農業が抱える問題を把握し、解消するための支援を行った。また、農地中間管理事業による交付金制度を活用した経営農地集約化については、新たな申請に結び付くよう窓口での周知啓発を行った。
- ④ 水稲・麦以外の農業者の安定経営については、現認定農業者に対する支援事案はなかったため目標に向けた取組は行わなかったが、果樹園を営む認定農業者の離農に伴う新規就農者を確保し、新規就農計画の策定支援及び補助制度の活用支援に関し、県の農業改良普及課と連携を密にしたサポートを行った。

■評価

- ① 県の農業改良普及課と連携した支援により、離農者の後継となる認定新規就農者1件を確保し、約0.4haの遊休農地の発生を防止することができた。また、補助制度や融資制度を活用した認定農業者の経営改善に向けた支援により、病虫害（ウンカ）や天候不順で経営が厳しい農業者の安定経営をサポートすることができた。また、新農業法人設立に向けて検討し作成した設立骨子（案）により、農地や農業が抱える問題が可視化され、これを解消するために町が進めていくべきことが明確になり、新農業法人設立に向けて一歩近づく結果となった。
- ② 工業ゾーンと農業ゾーンを的確に判断する中で、丁寧な開発事業者への法規制の説明により、生産性の高い農用地を保全し、優良農地での乱開発を未然に防止することができた。
- ③ 担い手の相談にも応じながらエリア分けを微調整する中で、担い手の経営能力に合わせた農地配分を行い、担い手が町内農地をより有効利用できるよう本来の目的に近づけることができた。また、農地所有者の農地の利用意向調査を実施し、適正な農地利用集積計画に基づく集約化が進められた。なお、コロナ禍において実施できなかった各農家との話合いは、会議形式でなく個別相談に応じる中でも、町全体として進める農業振興施策を実現できるよう考えるとともに、農地中間管理事業と農業経営基盤強化による農地集約化については、農地の現状にとらわれることなく農地所有者の意向に応じて推進できるよう今後も引き続き相談に応じていくこととする。
- ④ 水稲・麦以外の農業者の安定経営については、現認定農業者に対する取組はなかったものの、果樹園を営む認定農業者の離農に伴い遊休農地が生じる場所であったが、県の農業改良普及課との連携により新規就農者を1件確保し、その連携の中で新規就農計画の策定支援及び補助制度の活用支援を行ったことで、若い世代の新規就農に結び付けることができた。

事業別経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	08
事業名	農業企画事業		
総合計画の体系	基本目標	5	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する
	基本政策	2	産業・経済
目的	食料自給率の向上を目指した農業振興と農地における町民の理解、参加及び地産地消を推進する。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ れんげまつり開催 ・ ふれあい農園の管理運営及び交流会開催 ・ 農業ちゃれん塾開催 ・ 農機具のレンタル事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口産米粉の普及啓発の強化 ・ 朝市に関する事務 	
現在における経過又は課題	<ol style="list-style-type: none"> ① 大口町産米粉の販売数が年々減少しているため、町 NPO 登録団体耕作くらぶと協働で、安定した供給と利用促進のための普及啓発に取り組む必要がある。 ② 農業ちゃれん塾については、講師との打ち合わせを密に行い、作付け等の体験だけでなく、勉強会を開催する中で受講生に効率よく学んでもらい、新たな農業者の発掘や自己所有農地の適正な管理保全に理解が得られるよう努める必要がある。また、塾生 OB に対しても、フォローアップ等の支援策を検討する必要がある。 ③ れんげまつりについては、れんげの播種、管理及びれんげまつり当日の運営等を下小口景観保存部会に委託することにより、団体独自のノウハウを活かしながら安定した運営が行えるようになってきている。 		
令和2年度の目標又は改善策	<ol style="list-style-type: none"> ① 米粉販売箇所に米粉を使ったレシピを掲示する等、耕作くらぶと協働で積極的な PR を行い、米粉の普及に努める。 ② 農業ちゃれん塾の年間スケジュールを作成し、充実且つ計画的な受講内容による事業を運営する。また、受講生に対しても、事前に受講内容を知らせることにより、受講当日までの理解を深めるよう努める。また、塾生 OB に対するフォローアップについて、就農状況等を把握し支援策を検討していく。 ③ 引き続き、団体との協働開催により、老若男女、様々な世代が参加できるれんげまつりを計画する。また、これまでの反省等を活かし、友達と、あるいは家族で参加し、安全に楽しむことができるれんげまつりを計画し、更なる誘客増を目指す。 		

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4	れんげまつり開催
随時	ふれあい農園 朝市 大口町 NPO 登録団体耕作くらぶによる米粉普及活動 農業ちゃれん塾 農機具レンタル事業

□3年間の目標

目標	・ ・					
項目（単位）	H30 計画	H30 実績	R1 計画	R2 目標	R3 目標	R4 目標

□2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R3 年度	・ ・
R4 年度	・ ・

■事業コスト

		単位	H30 年度決算額	H31 年度当初予算額	R2 年度計画額
事業費		千円	1,447 (1,446,691)	1,738	1,676
(内特定財源)		千円	458	580	491
人工	職員	人工	0.3	0.3	0.3
	臨時職員	人工			0.1
	計	人工	0.3	0.3	0.4

■令和2年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
ふるさとづくり基金繰入金	341	6-1-5(03)農業企画事業
ふれあい農園入園料	110	6-1-5(03)農業企画事業
農業ちゃれん塾負担金	40	6-1-5(03)農業企画事業
合 計	491	

■令和2年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■特記事項

--

■目標又は改善策に対する取組内容

- ① コロナ禍の影響により、耕作くらぶとの協働で行う米粉 PR の場を設けることができず、米粉普及の取組は行うことができなかった。
- ② 農業ちゃれん塾の事業運営については、コロナ禍の影響を受け、講師が高齢ということもあり事業を中止することになった。
- ③ れんげまつりについては、コロナ禍においてイベント開催は自粛したが、綺麗に咲き誇るれんげ畑を楽しんでもらいコロナ禍における心身の癒しとなるよう一般開放した。

■評価

- ① コロナ禍においても実践できる米粉普及のための PR 方法を耕作くらぶとともに検討していく必要がある。また、協働事業の進め方についても、より有用なものとなるよう検討していく必要がある。
- ② 農業ちゃれん塾の事業運営については、屋外での活動ではあるものの、コロナ禍の影響を受け中止せざるを得なかったが、講師、受講者ともに安全に活動できる実施方法を模索するとともに、万一今年度同様に活動困難な場合の農地を如何に管理するか、その管理方法についても検討する必要がある。
- ③ れんげまつりについては、コロナ禍においてのイベント開催を自粛し中止することになったが、農地所有者や周辺住民の理解と協力のもとれんげ畑を一般開放したことで、見に来られた一人でも多くの町民がコロナ禍における心身の癒しと感じていただけたものと評価できる。